

EC サイト販路開拓応援補助金 募集要項 ＜ 令和7年度 ＞

独自の販路開拓を目的としたECサイト（ウェブサイト）の
開設・出店に必要な経費の一部を補助します。

内 容

1. 対象者
2. 補助対象事業
3. 補助対象経費と補助率・限度額
4. 申請期間
5. 事業完了期限
6. 申請から交付までの流れ
7. 提出書類
8. 申請方法
9. Q&A
10. 注意事項
11. 申請・問い合わせ先

1. 対象者

燕市内在住で市税等の滞納がなく、次のいずれかに該当する人・団体

- 認定農業者
- 認定新規就農者
- 農地所有適格法人
- 3戸以上の農業者等で構成する任意の団体等

※補助金が交付された場合、以降3年間、販売実績等の報告にご協力いただけることが条件となります。

2. 補助対象事業

自ら生産した農産物（※1）をインターネット上で販売する以下の事業

- ① 新たにECサイトを開設する事業
- ② 新たにモール型ECサイト等へ出店する事業
- ③ 既存のECサイトか、ネット販売機能を持たない独自のウェブサイトの改修を行う事業
（現在モール型ECサイトに出店している人が追加出品や別サイトに出店する場合も含む）

※1 農産物…米、野菜、果樹、花き、肉、卵、きのこ、農産加工品（原則）等が対象。

- ・他者の生産した農産物を販売する事業は対象外。
- ・③については、販売機能の追加を伴う事業のみが対象。

3. 補助対象経費と補助率・限度額

※申請者の状況や希望する取組内容により補助内容が変わったり、補助対象外となったりする場合があります。詳細はお問い合わせください。

	補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額
新規	① 新たにECサイトを開設する事業 ② 新たにモール型ECサイト等へ出店する事業	・ECサイトの構築に必要な外注経費 ・モール型ECサイト等への出店に必要な経費	補助対象経費（税抜）の <u>2分の1</u> （上限50万円）
改修・追加	③ 既存のECサイトや販売機能を持たない独自のウェブサイトの改修を行う事業 （同じECサイトへの追加出品や、別サイトへの出店も含む）	既存のECサイト、ネット販売機能を持たない独自のウェブサイトの改修に必要な外注経費	補助対象経費（税抜）の <u>3分の1</u> （上限20万円）

●対象外の経費

- ・ネット販売機能を伴わない自社ウェブサイトの構築・改修にかかる費用
- ・商品が売れたときの販売手数料
- ・汎用性のある機器等の導入費（パソコン・タブレット、ソフトウェアなど）
- ・プロバイダやサーバー使用料等の維持経費
- ・回線等の工事費、飲食、旅費、広告宣伝費などの経費
- ・消費税や地方消費税相当額、銀行等への口座振込手数料

例1) モール型 EC サイトに新規で「枝豆」を出店した場合

請求内容

内容	金額	
出店費用	100,000	○ 対象
商品ページ作成費用(枝豆)	50,000	○ 対象
小計	150,000	-
消費税	15,000	× 対象外
合計	165,000	-

補助の対象となる経費
計 150,000 円

新規出店のため、補助率 2 分の 1
 $150,000 \times 1/2 = \underline{75,000}$ 円 (補助額)

例2) 現在、モール型 EC サイトにすでに「枝豆」を出店していて、
別のモール型 EC サイトに出店する場合

請求内容

内容	金額	
出店費用	100,000	○ 対象
商品ページ作成費用(枝豆)	50,000	○ 対象
小計	150,000	-
消費税	15,000	× 対象外
合計	165,000	-

補助の対象となる経費
計 150,000 円

追加出店のため、補助率 3 分の 1
 $150,000 \times 1/3 = \underline{50,000}$ 円 (補助額)

4. 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日 (火) ~ 令和 8 年 3 月 13 日 (金)

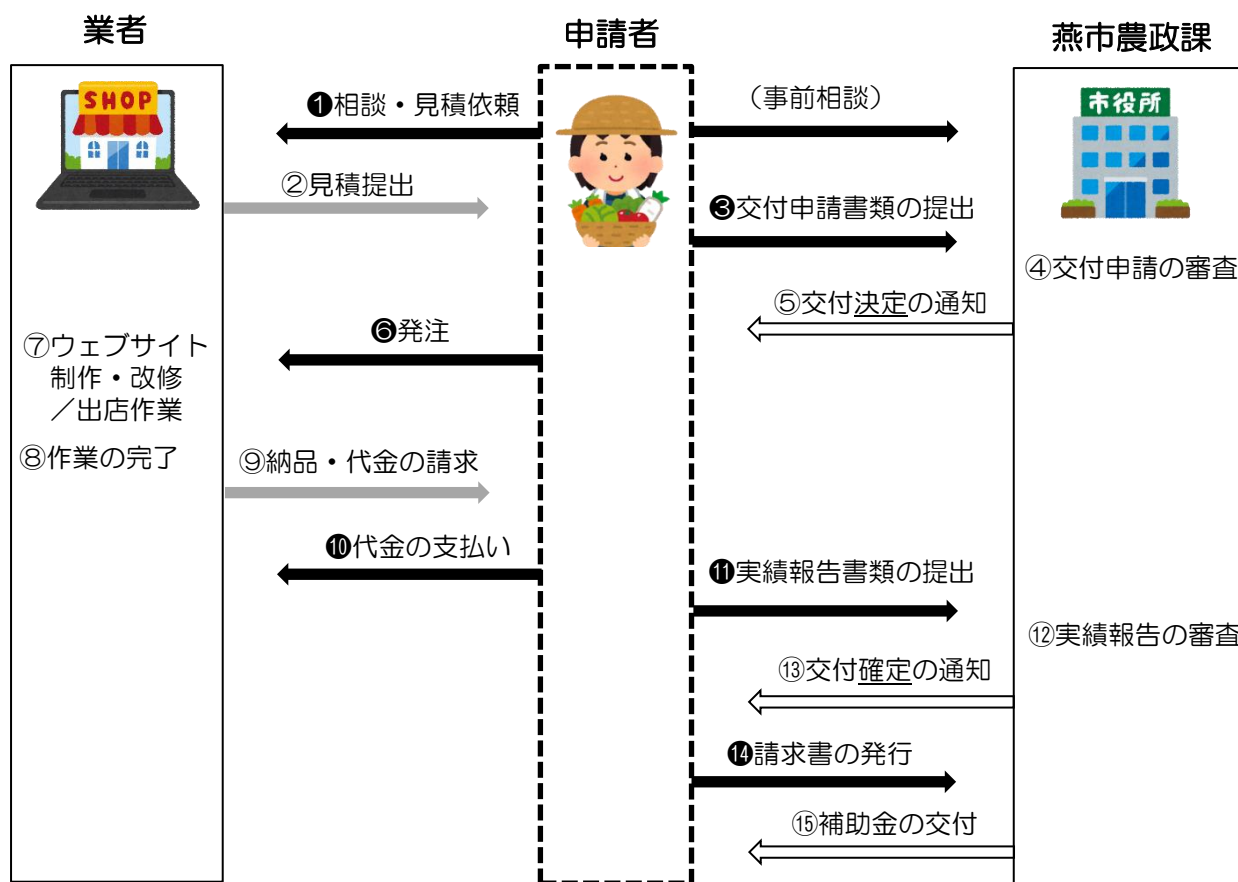
※期間内でも予算に達し次第、受付終了となります。

5. 事業完了期限

令和 8 年 3 月 31 日 (火)

※期限までに事業が完了し、実績報告書が提出できること。
(事業完了以降も情報収集に協力していただきます)

6. 申請から交付までの流れ



7. 提出書類

交付申請に必要な書類（「申請から交付までの流れ」の③）

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・業者の見積・パンフレットなど

（事前着手届（様式第6号）…事情により交付決定よりも前に事業の着手が必要な場合に提出）

実績報告に必要な書類（「申請から交付までの流れ」の⑪）

- ・実績報告書（様式第9号）
- ・業者への支払いを証明する証書類（領収証 等）など

※提出いただいた書類は返却しません。必要に応じコピーをお取りください。

※申請書類は農政課（市役所3階26番窓口）で入手するか、市ホームページからダウンロードできます▶

市ホームページURL：<https://www.city.tsubame.niigata.jp/kogyo/nogyo/3/9482.html>

ホーム > 工業・農業・商業・観光 > 農業 > 農業振興（生産者向け）> ECサイト販路開拓応援補助金

※販売実績等の報告は、交付後3年間ご提出いただきます。



8. 申請方法

燕市役所 農政課（3階26番窓口）に書類を提出（住所：燕市吉田西太田1934番地）

9. Q&A

Q1. 現在「モール型 EC サイト」に出店しているが、別のモール型 EC サイトにも出店したい。
補助対象になるか？

A. 対象になります。ただし、追加出店のため補助率は対象経費の3分の1（上限 20 万円）です。
→ページ 2 の「2. 補助対象事業」をご確認ください。

Q2. 過去に「モール型 EC サイト」に農産物を出店していたが、現在はしていない。今回再び同じサイトに出店した場合、補助対象になるか？

A. 対象になります。ただし、過去に出店実績があるため追加の扱いとなり、補助率は3分の1（上限 20 万円）です。なお、前回と違うサイトに出店した場合も同じ補助率・上限額となります。

Q3. フリマサイトに農産物を出品したい。出店・出品費用は無料だが、商品が売れた場合に販売手数料がかかる。補助対象になるか？

A. 対象になりません。補助金の対象となるのは出店時にかかる初期費用のみのため、出店費用が無料のモール型 EC サイトやフリマサイトは対象外です。また、出店後にかかる販売手数料なども補助対象外となります。
→ページ 2 の「3. 補助対象経費と補助率・限度額」をご確認ください。

Q4. 自分の農園を紹介するウェブサイト을新たに作りたいが、補助対象になるか？

A. 対象になりません。販売機能のあるウェブサイトのみが対象です。

Q5. 「自社ウェブサイトの新規作成」と、「モール型 EC サイトへの出店」の両方に申請できるか？

A. できません。同一申請者への補助金の交付は 1 回限りとなりますので、どちらかを選択して申請してください。

10. 注意事項

- ・補助事業終了後の最低 5 年間は、事業に係る関係書類等を必ず保存してください。
- ・補助金についての詳細は「燕市 EC サイト販路開拓応援補助金交付要綱」をご確認ください。（要綱は市ホームページからダウンロードできます。）
- ・その他、ご不明な点はお問い合わせください。

11. 申請・問い合わせ先

燕市 産業振興部 農政課 農政企画係（市役所 3 階 26 番窓口）

電話：0256-77-8242

ファクス：0256-77-8504

電子メール：nousei@city.tsubame.lg.jp

市ホームページの詳細ページ

<https://www.city.tsubame.niigata.jp/kogyo/nogyo/3/9482.htm>

